

「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する 条件付一般競争入札実施要領

1 概要

この要領は、久留米市（以下「市」という。）が実施している広告事業のうち、広報久留米（以下「広報紙」という。）及び久留米市公式ホームページ（以下「市ホームページ」という。）を媒体とした広告事業者の募集や調整、広告原稿の作成等を行う者（以下「広告事業代理者」という。）の募集について、必要な事項を定める。

2 募集内容

広報紙及び市ホームページを媒体とした広告事業者の募集や調整、広告原稿の作成等を行うことができる広告事業代理者の公募を行い、入札により事業者を選定するもの。

3 広告掲載期間

広報紙 令和6年5月1日号から令和7年4月1日号まで
市ホームページ 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

4 広報紙発行部数

令和5年5月号から令和5年11月号まで 111, 629部／平均

5 市ホームページアクセス件数

令和5年4月から令和5年11月までの実績
・トップページ 354, 787件／月平均

6 広告の規格等

「久留米市広告事業実施要綱」、「久留米市広告事業掲載基準」及び「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務に関する仕様書」を遵守すること。

7 広告事業代理者の業務内容

「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務に関する仕様書」のとおり。

8 広告契約料

- (1) 広告事業代理者が市に納付する年間の金額（消費税及び地方消費税を含む）とし、制作費などは含まれない。
- (2) 広告事業代理者は、(1)に規定する広告契約料を4回に分割し、市が発行する納付書により市が指定する期日までに支払うものとする。
- (3) 本件は、最低予定価格（公表）を設定する。

9 参加条件

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (3) 申請日前2年以内に、他の地方自治体における業務実績（広報紙などへの広告、ホームページ広告やその他これに類する広告の取扱業務の実績）を有しているか、本事業を円滑に執行できる業務経験を有する事業者であること。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。
- (5) 国税、都道府県税、市町村税の滞納がないこと。

10 入札参加審査申請

(1) 必要な書類

「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する条件付一般競争入札参加資格審査申請要領を参照の上、申請書類を提出すること。

資格審査を受けていない場合や審査により不適合と判断された場合は、入札参加資格がないものとする。既に本市の入札参加有資格者名簿に登録がある場合でも、申請書類の提出を要する。

なお、入札等権限を委任する場合は、委任状（第4号様式）を提出すること

(2) 提出期限及び注意事項

令和6年1月15日（月）必着（期限厳守）までに「14 書類提出、問い合わせ先（事務局）」まで郵送すること。封筒の表面に「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」と赤字で記載すること。

期限までに提出がなかった場合は、「広報久留米及び久留米市公式ホームページ有料広告掲載募集業務」に関する条件付一般競争入札への参加が出来ないものとする。なお、未達・遅延等が発生した際、原因の如何を問わず、市は書類を受け付けない。

(3) 結果通知

入札参加資格審査の結果は、郵送にて通知を行う。（令和6年1月30日（火）発送予定）

(4) 経費及び遵守すべき事項

- (ア) 提出資料作成並びに提出に要する費用はすべて申請者の負担とする。
- (イ) 提出資料に虚偽の記載をした場合は、無効とする。
- (ウ) 提出資料は、返却しない。
- (エ) 提出資料は、公正性、透明性、客觀性を期すため「久留米市情報公開条例」等の関連規定に基づき公表することがある。
- (オ) 提出資料作成のために久留米市から受領した資料等は、久留米市の了解なく公表

又は使用することはできない。

(カ) 提出資料の内容について、久留米市から問い合わせを行う場合がある。

11 入札について

入札参加資格確認通知で入札参加資格が有るとされた者のみ、以下のとおり郵送により入札に参加すること。(入札参加資格なしとされた者及び期限までに10(1)の提出書類を提出しなかった者は、入札に参加できない。)

(1) 入札日時

令和6年2月9日(金) 10時00分

(入札書の締切は、令和6年2月8日(木) 17時必着。)

(2) 入札場所

久留米市庁舎9階 レクチャールーム

(3) 入札方法

郵便入札とする。

(4) 郵送方法

令和6年2月8日(木)までに事務局へ到達するよう、「一般書留」又は「簡易書留」のいずれかにより入札書を郵送すること。封筒表面に、「入札書在中」と朱書きして、業務名及び宛先を記入し、裏面に、差出人の住所、商号(名称)、代表者の職名及び氏名を記入する。なお、郵便入札以外の受理及び締切後の入札書の受理は一切認めない。

(5) 入札書について

「入札書」(第11号様式)については、市ホームページよりダウンロードすること。

(6) 入札金額

入札者は、年間分(令和6年5月号～令和7年4月号)の広報紙1号あたり5枚の12号分、計60枚分、市公式ホームページバナー広告10枚の1年間分の金額の総額、消費税及び地方消費税の課税業者・免税業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額も記入すること。

ただし、契約に当たっては入札書に記載された金額に、消費税額を加算した額をもつて、契約金額とする。

(7) 入札辞退

入札辞退は自由とする。ただし、必ず事前に連絡及び「入札辞退届」(第10号様式)を提出すること。

(8) 入札回数

入札回数は1回以内とする。

(9) 入札に関する質問

質問がある場合については、令和6年1月10日(水)17時までに「質問書」(第9号様式)を電子メールにて提出するものとする。なお、電話にて到達を確認すること。電話での質問は受け付けない。また、回答は令和6年1月12日(金)までに市ホームページにて公開する。

(10) 入札保証金

入札参加資格確認通知で入札参加資格を有するとされた者は、入札前までに、入札を予定する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（平成11年久留米市規則第8号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもってかえることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。入札保証金の減免及び納付方法については、入札参加資格確認通知において通知する。入札保証金は入札終了後に還付する。ただし、落札者にあっては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(11) 契約条項を示す場所

総合政策部広報戦略課（久留米市庁舎9階）

12 落札事業者の決定

「10 入札参加審査申請」の要件を満たし、最も高い入札金額を提示した者を落札者とする。なお、同額の場合は、地方自治法施行令第167条の9に基づき、くじ引きで決定する。決定結果は、令和6年2月9日（金）中に入札に参加したすべての事業者へ電話にて連絡を行い、後日文書により通知を行うものとする。また、市ホームページで公表する。

13 その他

- (1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、入札参加者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めたとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めたときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。
- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。

14 書類提出、問い合わせ先（事務局）

久留米市総合政策部広報戦略課

住所：〒830-8520 久留米市城南町15番地3

電話：0942-30-9119

FAX：0942-30-9702

メールアドレス：kouhou@city.kurume.lg.jp